

第7章 台 湾

関 税

高関税品目

* 本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

台湾は加盟時に100%譲許しており、現行の、全品目の最終譲許における単純平均譲許税率は6.3%である。非農産品については4.7%であるが、鉱工業品分野でも貨物自動車（最大25%）、普通・小型乗用車（最大17.5%）、特殊用途自動車（最大30%）等の高関税品目が存在する。

なお、台湾は2002年11月のWTO加盟時、自動車については関税割当制度（第II部第4章関税1.（1）②参照）によることとなっていたが、2011年に当該制度が撤廃された。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるというWTO協定の精神に照らして、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市

場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。また、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で、IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が行われている（詳細は、第II部第5章2.（2）ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。

サービス貿易

電気通信分野の規制

<措置の概要>

台湾のブロードバンド市場では、2007年頃から急速にFTTB（Fiber To The Building：光ファイバー）が浸透しており（ADSLは減少傾向）、その市場シェアは50%を超えている。日系ISP（Internet Service Provider）を含め多くのISPが成長著しいFTTB市場に事業展開しているが、旧国営の電気通信事業者の中華電信がHiNetのブランド名でFTTB市場シェアの90%超を占めるISP事業者としてほとんど独占的にサービスを提供している。HiNetのネットワークと直接接続するために他のISPが支払う接続料金（ピアリング料金）が高額であること、サービス提供に不可欠なインフラを所有している中華電信が、自社ブランドであるHiNetと比較しその他のISPに対して差別的な取扱を行っている疑義があること等、インターネット接続に関する不公正な競争が生じている。またラストワンマイルの提供を中華電信が独占的に行っており、構造的に利用者へのサービス提供価

格が下がりにくい状況が存在している。

これに対し、日本側より第28回日台貿易経済会議（2003年）以降、電気通信分野における台湾側の適正な競争環境確保について要望を継続しており、その結果、台湾側はピアリング料金等について段階的に引き下げをしているものの、業界全体の公平競争の確保のためにはピアリング料金の無料化が望ましい。

＜国際ルール上の問題点＞

インターネット接続市場において中華電信（HiNet）はその圧倒的シェア等により、電気通信分野における公正競争を規定したGATS参照文書の「主要なサービス提供者」に該当する可能性があり、同社が行う自社ブランドであるHiNet以外のISPに対する差別的なピアリング料金設定等の反競争的行為を台湾当局が是正しない場合は、当局は主要なサービス提供者との接続に関する条件、基準、料金について無差別とし、自己の同種のサービス又は子会社若しくは提携するサービス提供者に比べて不利でない品質を規定した参照文書2.2(a)等に違反している可能性がある。また同様に中華電信は専用線市場においても「主要なサービス提供者」に該当する可能性があり、接続専用線の不合理な料金設定も同じく参照文書違反となる可能性がある。

＜最近の動き＞

日台貿易経済会議において日本側から継続して要望を行っているHiNetとのピアリング料金に関して、2011年7月に続き2012年4月にも改定され、2011年と比べ概ね30%改善された。また2013年12月に開催された第38回日台貿易経済会議において、日本側から「台湾のブロードバンド化発展のための競争促進政策に関する提言について」として、主にFTTBマーケットにおける事業者間の一層の競争促進、中華電信が所有するFTTBラストワンマイルの適正な価格での提供、ピアリング環境の更なる改善等を要望した。

知的財産

台湾においては、累次の法改正により、知財保護に係る制度を改善している。直近では、2008年7月に、適切な権利保護のための円滑な紛争解決のため、知財案件一般を管轄する知財法院が設立され、2009年5月の著作権法改正では、著作権保護促進のため、インターネットサービスプロバイダの責任が明確化された。2011年には、我が国からの要望事項が数多く盛り込まれた改正商標法（2011年5月）及び改正専利法（2011年11月）が成立した。

これらの改正の結果、WTO整合性の観点からは明確に問題があるとは言えない状態となったが、知財分野における通商の自由化促進の観点からは、依然として改善を必要とする事項が存在するため、今後の制度・運用上の一層の改善が期待される。

権利侵害の非刑事罰化及び罰則緩和

*** 本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があるとは言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。**

＜措置の概要＞

台湾専利法は、TRIPS協定への対応等を目的として、1994年、1997年及び2001年に改正されたが、同時に権利侵害に対する刑事処罰が順次軽減され、2001年10月の改正で特許権侵害が、2003年1月の改正で実用新案権及び意匠権侵害が、それぞれ刑事罰の対象から除外されるに至った。この状態については、2011年11月に成立した改正専利法でも改善されていない。

＜懸念点＞

刑事罰による侵害行為の抑制は、我が国をはじめ国際的に広く受け入れられた制度であるところ、その廃止によって、侵害行為の抑制効果が著しく減じられてしまうおそれがある。また刑事罰の廃

止に伴い、警察による強制捜査等の解決手段がなくなり、専ら民事上の救済措置に頼らざるを得ず、救済措置の効果が減じられるという問題も生じている。かかる措置は、知的所有権の有効かつ十分な保護の促進を目指すTRIPS協定の趣旨に鑑みても適切ではないと考えられ、権利侵害に対する刑事罰化、非親告罪化、罰則の厳罰化が求められる。